

## 第6期福生市地域福祉計画の体系・骨子の検討

第5期福生市地域福祉計画 体系・骨子	国・都の方向性	新計画の体系・骨子（案）				
		基本理念（案）		すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり<継承>		
		新計画立案に向けた課題	計画	基本目標（案）	基本施策	主な施策・事業 （今後、庁内確認を行い見直し予定）
<b>基本理念</b> すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり  <b>基本目標1</b> 地域活動を支える担い手づくり (1) 地域に目を向け参加・参画する人の増加 (2) NPO・ボランティア活動等の支援 (3) 地域の活動基盤の充実  <b>基本目標2</b> 支援が必要な人を支える地域づくり (1) 顔の見える関係づくりと健康づくりの推進 (2) 地域におけるセーフティネットの構築 (3) 人権尊重と権利擁護の充実 (4) 安全安心な地域づくりの推進  <b>基本目標3</b> 適切な支援につなげる体制づくり (1) 総合的な相談体制の充実 (2) 福祉情報の提供体制の充実 (3) 地域福祉の推進体制の強化  <b>基本目標4</b> 高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくり (1) 高齢者が生きがいをもって社会参加できるしくみづくり (2) 高齢者の生活を支える支援体制づくり (3) 地域包括ケア体制の構築 (4) 認知症支援策の充実 (5) 高齢者が安全に暮らせる地域づくり	<b>市町村地域福祉計画の策定ガイドライン（平成29年12月12日）</b> ○共通して取り組むべき事項 ○包括的な支援体制の整備 ・「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（活動者への支援、交流拠点の整備、研修、財源等）  ・「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（地域住民の相談を包括的に受け止める場、地域の関係者（民生委員・児童委員、保護司等）等との連携による地域生活課題の早期把握、地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築）  ・多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成、支援に関する協議及び検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携）  <b>成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月）</b> ・市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされた。  <b>再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月）</b> ・市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課された。	（地域活動を支える担い手づくり） ・地域活動に対する負担の軽減や役割の明確化を図りつつ、福祉活動に関わる人材の育成が必要 ・団体間の情報共有や活動のPRや、具体的な活動へつなげる研修等を行い、意識の向上や福祉課題を解決する担い手につながるよう支援や取組を進めていくことが必要 ・交流や体験を通して、地域の生活課題や地域活動に対する市民の理解を深めていくことが必要 ・地域における活動の機会や拠点となる場の整備も必要  （支援が必要な人を支える地域づくり） ・気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるような、意識を持った担い手を増やしていくことが必要 ・問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が必要 ・その人に合った支援を市民・団体・事業者・行政などで考え、協働し、届く仕組みが必要 ・権利擁護についての普及啓発及び体制の充実が必要 ・今後、防災訓練など、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障害のある人、若者など、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、安心して生活のできる地域づくりが必要 ・災害発生時や避難所などでの支援体制の充実が必要  （適切な支援につなげる体制づくり） ・相談窓口間の連携・体制整備により、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できる「丸ごと相談（断らない相談）」の実現に向けた具体的取り組みを進めていくことが必要 ・支援が必要な人の情報の管理・活用方法の検討と、一人ひとりの状況や年齢層を考慮するなど、福祉サービス等の対象となる人へ対象者を意識した情報発信が必要 ・就労や経済的な問題を抱えるなど、公的福祉の対象外の人や長期にわたるひきこもりなど、制度のはざまにある人への支援も必要 ・今後も、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくことが必要	<b>地域福祉計画</b>	<b>【基本目標1】</b> 地域活動を支える担い手づくり	(1) 地域に目を向け参加・参画する人の増加  (2) NPO・ボランティア活動等の支援  (3) 地域の活動基盤の充実	①健康づくり推進員活動支援の充実 ②市民の主体的福祉活動への支援 ③ボランティア活動への支援 ④地域リーダーの育成と市民参加の促進 ⑤シルバーボランティア活動の促進  ①市民活動の場の整備 ②小地域福祉活動推進への支援 ③民生委員・児童委員への支援と協働活動の推進 ④社会福祉法人、NPO等への支援 ⑤障害者団体活動への支援 ⑥シルバー人材センターへの支援  ①町会・自治会等への支援と協働活動の推進 ②健康まっぴりの充実 ③市民の自主的なコミュニティづくりへの支援
				<b>【基本目標2】</b> 支援が必要な人を支える地域づくり	(1) 顔の見える関係づくりと健康づくりの推進  (2) 地域におけるセーフティネットの構築  (3) 人権尊重と権利擁護の充実  (4) 安全安心な地域づくりの推進	①世代間交流の促進 ②地域の交流活動の促進 ③健康づくりの推進 ④健康教育の充実 ⑤こころの健康づくりの推進  ①見守りネットワークづくり ②虐待防止のネットワークづくり ③自立相談支援事業 ④住居確保給付金の支給 ⑤生活困窮者支援事業の推進  ①学校教育における福祉教育の充実 ②社会教育における福祉教育の充実 ③福祉まつりへの支援  ①安全安心なまちづくりの推進 ②子どもを守るための活動の推進 ③交通安全教育の推進 ④訪問販売等悪質商法取引等への対応 ⑤緊急通報システムの充実 ⑥火災安全システムの整備 ⑦自主防災組織への支援 ⑧要援護者（避難行動要援護者）への支援 ⑨建築物の整備 ⑩市組織の対応 ⑪市役所におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 ⑫「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」の推進 ⑬市民参加によるバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
				<b>【基本目標3】</b> 適切な支援につなげる体制づくり	(1) 総合的な相談体制の充実  (2) 福祉情報の提供体制の充実  (3) 地域福祉の推進体制の強化	①健康相談の充実 ②保健福祉の相談体制の充実 ③福祉センター機能の充実 ④各学校における教育相談体制の充実 ⑤女性悩みごと相談 ⑥丸ごと相談（断らない相談）の推進  ①各種イベントの紹介 ②相談員等の資質向上のための支援と周知 ③子ども家庭支援センター事業の推進 ④保健福祉サービスや施設案内の充実  ①児童の健全育成対策の充実 ②保健・医療体制の充実 ③保健センター機能の充実 ④各種健康診査・検診等の事業 ⑤地域福祉推進のマネジメントサイクルの確立 ⑥保健福祉施策の点検 ⑦事務事業評価制度の活用 ⑧社会福祉法人との協働活動の推進と支援 ⑨国・都への要請 ⑩サービス提供主体の調整 ⑪第三者サービス評価制度の活用 ⑫福祉サービス総合支援事業の推進 ⑬地域福祉権利擁護事業の推進 ⑭「成年後見制度」利用の支援・促進 ⑮障害者グループホームなどへの入所支援 ⑯地域自立支援協議会の活用とネットワークの構築 ⑰日中活動系サービスの充実 ⑱障害者就労支援事業の実施 ⑲精神障害者地域活動支援センターの充実 ⑳関係機関・団体との連携強化
<b>福生市総合計画（第5期）</b> <b>「前期基本計画」</b>  <b>目指すまちの姿</b> 人を育み 夢を育む 未来につながるまちふっさ <b>施策11 高齢期の生活を豊かにする</b> 基本事業26 高齢者の社会参加の促進 基本事業27 高齢者福祉の充実 <b>施策13 自立促進に向けて安定した生活を支える</b>  基本事業30 生活の安定と自立支援 基本事業31 地域福祉の推進 <b>施策19 地域づくり活動をつなぐ</b> 基本事業44 市民参画と協働の推進 基本事業45 地域づくり活動の促進 <b>施策20 多様性を認め合う</b> 基本事業47 人権の尊重						

## 第6期福生市地域福祉計画の体系・骨子の検討

第5期福生市地域福祉計画 体系・骨子	国・都の方向性	新計画の体系・骨子（案）			
		基本理念（案）		すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくりを継承	
		新計画立案に向けた課題	計画	基本目標（案）	基本施策
	<b>ガイドラインからの追加事項</b> ①制度の狭間の課題への対応の在り方（ひきこもり支援、アウトリーチ等による課題把握） ②生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制（生活困窮者の早期把握、相談窓口の充実、就労の場の開拓や創出） ③共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開 ④居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方 ⑤自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 ⑥保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 ⑦支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ⑧「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 ⑨「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 ⑩多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築  <b>都の方向性</b> 東京都地域福祉支援計画（平成30年3月）  <b>【計画の理念】</b> 理念1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京 理念2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京 理念3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京  <b>【施策体系】</b> テーマ① 地域の支え合いを育むために （1）包括的な相談・支援体制の構築 （2）地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築 （3）身近な地域の居場所づくり （4）地域の多様な活動の推進 （5）対象を限定しない福祉サービスの提供 テーマ② 安心した暮らしを支えるために （1）住宅確保要配慮者への支援 （2）生活困窮者への総合的な支援体制の整備 （3）多様な地域生活課題への対応 （4）権利擁護の推進 （5）災害時要配慮者対策の推進 テーマ③ 地域福祉を支えるために （1）民生委員・児童委員の活動への支援 （2）福祉人材の確保・育成・定着 （3）福祉サービスの質の向上	（高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくり） ・どのような立場にある人でも、社会参加により生きがいづくりができるような環境が必要 ・高齢者など、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通などの移送支援策について、より一層の充実が必要 ・身近な地域で安心して暮らしていけるよう、住まいの確保や居場所づくりの充実も必要 ・地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談の場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を主体的に整備していくことが必要 ・健康管理や生活習慣病の発症予防・重症化の防止、日常的な疾病の対処などには、身近な地域での継続的な支援が必要 ・在宅サービスの提供体制を充実するため、医療・看護・介護をはじめとし多職種連携をさらに推進するとともに、在宅医療推進体制のさらなる構築を進めるため、かかりつけ医の普及や在宅医療に関して市民がイメージしやすい情報発信に取り組むことが必要 ・認知症の理解を深めるため、認知症予防を進めるとともに、地域住民や地域資源、関係者などと協力し、家族介護を含めた支援体制の強化が必要 ・市民一人一人の防災意識を高め、地域で支援の必要な人を支援していく仕組みや日頃からの体制・関係作りが必要	<b>地域福祉計画</b>	↓基本目標4↓ 高齢者が安全・安心に暮らせる地域づくり ↓福生市高齢者福祉計画↓ ↓介護保険事業計画に移行	<b>（1）高齢者が生きがいを もって社会参加できるしくみづくり</b> ①生きがい活動情報の提供 ②高齢者スポーツ・レクリエーション教室の開催 ③高齢者の健康づくり支援 ④高齢者スポーツ大会の開催 ⑤生きがい活動支援デイサービス事業 ⑥老人クラブ等への支援 ⑦高齢者を対象とした講座等の充実 ⑧高齢者のサークル活動への支援 ⑨成人対象学習講座の充実 ⑩高齢者筋力向上トレーニング事業 ⑪高齢者就業相談の実施 ⑫特定健康診査 ⑬後期高齢者健康診査  <b>（2）高齢者の生活を支える 支援体制づくり</b> ①介護サービスの情報提供 ②保健福祉サービスや施設案内の充実 ③情報ネットワークの強化 ④高齢者用市営住宅の運営（シルバピア） ⑤民間住宅への入居支援 ⑥高齢者家具転倒防止装置設置事業 ⑦自立支援住宅改修給付事業 ⑧福祉機器の展示 ⑨自立支援日常生活用具給付事業 ⑩訪問指導事業 ⑪生活支援ホームヘルプサービス事業 ⑫寝具乾燥車派遣事業 ⑬訪問理美容サービス事業 ⑭高齢者おむつ等防犯事業 ⑮配食サービス事業 ⑯高齢者歯科健康診査 ⑰地域包括支援センター事業の展開 ⑱在宅介護支援センター事業の充実 ⑲福祉センター機能の充実 ⑳家族介護支援事業 ㉑生活支援ショートステイ事業 ㉒移送サービス事業 ㉓車いす専用車の貸出し ㉔地域での高齢者ミニデイサービス実施の支援 ㉕総合相談支援・権利擁護事業 ㉖介護サポーター事業  <b>（3）地域包括ケア体制の 構築</b> ①地域ケア会議の開催 ②「介護予防」等の推進 ③介護予防施策事業 ④機能訓練事業の実施 ⑤リハビリテーションの利用促進 ⑥公的扶助・年金・手当の周知 ⑦高齢者インフルエンザ予防接種 ⑧高齢者を熱中症等から守る緊急対策事業 ⑨在宅医療・介護連携推進事業 ⑩生活支援体制整備事業  <b>（4）認知症支援策の充実</b> ①拠点型の認知症疾患医療センターとの連携 ②地域型の認知症疾患医療センターとの連携 ③認知症ケアのネットワークづくり ④認知症ケアのネットワークの強化・充実 ⑤徘徊高齢者家族支援サービス事業 ⑥認知症高齢者グループホームの開設支援 ⑦虐待防止のネットワークづくり ⑧認知症総合支援事業 ⑨認知症サポーター事業の充実 ⑩認知症介護予防教室の開催 ⑪認知症カフェの開催  <b>（5）高齢者が安全に暮ら せる地域づくり</b> ①安全安心なまちづくりの推進 ②交通安全教育の推進 ③訪問販売等悪質商法取引等への対応 ④緊急通報システムの充実 ⑤火災安全システムの整備 ⑥自主防災組織への支援 ⑦要援護者（避難行動要援護者）への支援 ⑧自動通話録音機の貸し出し ⑨救急医療情報キット配布

## 第6期福生市地域福祉計画の体系・骨子の検討

第5期福生市地域福祉計画 体系・骨子	国・都の方向性	新計画の体系・骨子（案）			
		基本理念（案）		すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、 人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり＜継承＞	
		新計画立案に向けた課題	計画	基本目標（案）	基本施策
	<p style="text-align: center;"><b>都の方向性</b></p> <p style="text-align: center;">東京都再犯防止推進計画（令和元年7月）</p> <p><b>【重点課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労・住居の確保等</li> <li>・保健医療・福祉サービスの利用の促進等</li> <li>・非行の防止・学校と連携した修学支援等</li> <li>・犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等</li> <li>・民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等</li> <li>・再犯防止のための連携体制の整備等</li> </ul> <p><b>【具体的な取組】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 就労・住居の確保等のための取組               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 就労の確保等</li> <li>(2) 住居の確保等</li> </ol> </li> <li>2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者又は障害のある者等への支援等</li> <li>(2) 薬物依存を有する者への支援等</li> </ol> </li> <li>3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組</li> <li>4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組</li> <li>5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組</li> <li>6 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組</li> </ol>		<b>成年後見制度利用促進計画</b>	<p><b>【基本目標1】</b> 利用者に寄り添った制度の運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意思決定支援の重要性の啓発</li> <li>○日常生活自立支援事業及び成年後見制度利用支援事業の制度の周知</li> <li>○地域での生活が継続できるよう支援</li> </ul>
				<p><b>【基本目標2】</b> 地域連携のネットワークづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護に関する支援の必要な人の発見</li> <li>○権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備</li> <li>○市民後見人の養成</li> </ul>
				<p><b>【基本目標3】</b> 制度の利用を促進するための周知・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多様な広報媒体等を活用しての情報発信</li> <li>○地域住民向け講演会及び専門職向けの研修の実施</li> <li>○利用ニーズの把握</li> <li>○支援が必要な人の早期把握と早期支援</li> <li>○地域連携ネットワーク等によるチーム体制での支援</li> </ul>
				<p><b>【基本目標1】</b> 就労・住居の確保のための取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○非行少年に対する就労支援</li> <li>○刑務所出所者等に対する就労支援</li> <li>○企業等に対して就労支援の意義や制度等の広報・啓発</li> <li>○地域社会における定住先の確保の支援</li> </ul>
			<b>再犯防止推進計画</b>	<p><b>【基本目標2】</b> 保健医療・福祉サービスの利用支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関と連携したサービスの利用</li> <li>○薬物依存患者への支援</li> </ul>
				<p><b>【基本目標3】</b> 学校等と連携した修学支援及び非行の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関等と連携</li> <li>○児童生徒の状況に応じた立ち直りの支援</li> <li>○学校との情報共有</li> <li>○児童生徒への関わり、働きかけ等の支援</li> </ul>
				<p><b>【基本目標4】</b> 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実</li> <li>○市民の理解・関心のための広報・啓発</li> </ul>